現行の公益法人制度に係る主な法律上の効果

主務官庁の許可に基づく、公益性・非営利性の認定を前提にした法人格の付与

(参考)

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

- 第三十三条 法人八本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス
- 第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益二関スル社団又八財団ニシテ営利ヲ目的トセサ ルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

名称の使用制限

(参考)

民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

- 第三十四条ノ二 社団法人又八財団法人二非ザルモノハ其名称中二社団法人若クハ財団法人ナル文 字又八此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第八十四条ノニ 第三十四条ノニノ規定ニ違反シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラル

税制上の取扱い

(参考)

法人税法 (昭和四十年法律第三十四号)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一~五 (略)
 - 六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。
 - 七~四十八 (略)

(納税義務者)

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益 法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合又は第八十四条第一項(退職年金等 積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2 · 3 (略)

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から 生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にか かわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
(略)	(略)
財団法人(民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立されたもの	民法
に限る。)	
(略)	(略)
社団法人(民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。)	民法
(略)	(略)

二(略)

等

その他

- ・ 個別法において、主務大臣等が特定の業務を行う法人を指定する際の要件や基準として、公益法人 であることが規定(いわゆる指定法人制度)
- ・ 公益法人であること等を要件とした一定の法律上の効果

(参考)

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(抄)

(指定の基準)

第九十七条の八 主務大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときで なければ、指定をしてはならない。

- 一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。
- 二~六 (略)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)(抄)

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。
- 3 (略)

等